

# 「お知らせなんたん」への記事掲載の申込について

南丹市では、市民の皆さんが参加できるサークルやイベント、催しの情報を「お知らせなんたん」で記事掲載しています。

この度、掲載手続の簡素化を図るため、団体等が記事掲載を希望される場合は、掲載申込のみとし、市への後援名義申請は「不要」としました。

## 【掲載の申込方法・注意事項】

掲載の申し込みは、所定の「お知らせなんたん掲載依頼書兼計画書」（別紙様式）に必要事項を明記の上、原稿を添えて市役所秘書広報課に直接または郵送で提出するのと併せて、原稿（Wordに限る）を、メールでお送りください。

## 【掲載時の注意事項】

「お知らせなんたん」は、毎月2回、各行政区を通じて市民の皆さんにお届けしています。掲載を希望される場合は、掲載を希望する号の40日前までに「お知らせなんたん掲載依頼書兼計画書」と原稿の提出をお願いします。紙面が限られているため、掲載できる情報は「お知らせなんたん掲載基準」に基づく優先順位により制限する場合があります。また、記事の内容は、必要最小限にしてください。リード文をおもいきって削除する場合や、内容の表記を変更する場合があります。

**事業等の終了日または申込期限が、掲載紙の発行日から5日間以内のものは掲載を不可とします。**

**締め切り日以降の、掲載の取り下げはできません。**

メールを送信していただく際、原稿のファイル保存名とメールタイトルの両方に、掲載記事のタイトルと課名を書いてください。

掲載記事の**タイトルは、22字以内**でお願いします。

(例) 「お知らせなんたん」第●●●号に「サークルの会員募集記事」を掲載したい場合の申し込みの流れ

1. あらかじめ秘書広報課広聴広報担当に掲載を希望する内容について電話などで相談してください。
2. 記事の内容から担当する市の課等および提出期限を指定しますので「お知らせなんたん掲載依頼書兼計画書」と原稿を提出してください。
3. 秘書広報課の広報担当者から、原稿内容の校正について連絡する場合があります。
4. 「お知らせなんたん」（第●●●号）が発行されます。

■ 次の内容のものは掲載できません。

1. 市の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
2. 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
3. 政治活動、宗教活動又は選挙活動になるもの
4. 意見や個人の宣伝になるもの
5. 掲載依頼用紙に必要事項の記載がないもの
6. そのほか、「お知らせなんたん」の目的と合致しないと判断できるもの

## 南丹市市長公室秘書広報課 お知らせなんたん担当

南丹市園部町小桜町47番地（郵便番号622-8651）

市役所本庁舎1号庁舎2階 電話：0771-68-0065（直通）ファクス：0771-63-0653

Eメール：kouhou@city.nantan.lg.jp